

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 27 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530108

研究課題名（和文） 追及権制度の研究—わが国における導入の観点から

研究課題名（英文） The droit de suite system—a feasibility study for implementing in Japan

研究代表者

小川 明子（OGAWA AKIKO）

早稲田大学・法学学術院・助手

研究者番号：90530593

研究成果の概要（和文）：追及権は、美術の著作者がその作品を制作後に他者に作品を販売した後の取引において、取引額の一部を著作権保護期間受け取ることができるという権利である。現時点で、欧州連合加盟国を始めとする世界 50 か国以上に存在するものの、我が国に取り入れられていない。本研究は、欧州連合加盟 27 か国が追及権を 2006 年に導入して以来、これまでにどのような影響が出ているかという点、さらに、我が国に導入する場合にはどのような形が望ましいかという点から調査し、その結果をもとに検討するというものである。

研究成果の概要（英文）：The Droit de Suite is the right given to the artists that they can get some part of the amount everytime when their works are sold during the time of the copyright protection is given. By now, more than 50 countries, including EU members, possess this right in their legislations, however, we do not have it in Japan. This is the research to find out some influences of Droit de Suite in EU since its implementation in 2006, and to consider the most favourable way of implementing it into Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：知的財産法、著作権法、追及権

1. 研究開始当初の背景

(1) 追及権は、美術の著作物の原作品を著作者が販売したのち、転売が行われるごとに、著作者はその販売額の一部（たとえば 3%）を受け取ることができるという権利である。

音楽や文芸の著作物は、完成した原作品について、出版社やレコード会社が書籍あるいは録音物という形の複製物を制作して、一般に頒布される。しかしながら、美術の著作物

の場合、原作品としての絵画や彫刻そのものが販売されることが多い。つまりは、著作権という法制度において、美術の著作者の受ける保護というものは、音楽や文芸に比較して、十分ではないということから、追及権制度というものが生まれたといえる。

一例をあげれば、フランスの画家ミレーは、名作で知られる「晩鐘」という絵画作品を当初 1000 フランで手放したが、画家自身の死

亡によりその作品価値は大きな上昇を見せ、30年で800倍にまで高騰した。しかし、ミレー本人もその家族も、作品の対価として受け取ったのは、当初の1000フランのみであり、作品を手放した後に、いくら作品価値に大きな変化が見られたとしても、それ以上の額を受け取ることができない。仮にこのような名作といわれる表現作品が、美術の著作物ではなくて、音楽や文芸であったとすれば、取引の対価のみならず複製の著作権収入という形で、著作者も著作者の遺族も報酬を受けることができたことが考えられる。このような美術の著作者の状況を回避するために考えられたのが、追及権というものである。

(2) 1920年に世界で最初に画家が取引に関与する権利としての追及権を認めたのがフランスだった。追及権の定義は一般に、著作者あるいはその相続人が、公開競売やディーラーの仲介によって行なわれる販売の際に支払われる美術の著作物の対価の一部を徴収することができる権利であり、譲渡不能とされている。フランスでは、追及権を著作者人格権同様に譲渡不能の権利であるとしながらも、著作者が金銭的利益を受け取ることから、著作財産権の一つとして規定した。

その後欧州各国にこの権利は広まり、欧州連合の全加盟国での追及権による保護を実施することが、1997年に決定し、EUディレクティブ(2001/84/EC)が発効した。以前に追及権を持たなかった加盟国は、2006年を期限として少なくとも生存中の著作者を保護し、2010年にすべての著作者を保護することになった。EU加盟国の増加に伴い、2009年現在、追及権制度を国内法にもつ国々は2009年現在で50カ国を超えている。

米国は連邦法としては追及権を持たないが、カリフォルニア州では、1976年に追及権法が創設されている。1990年にベルヌ条約に加盟する際、美術の視覚芸術著作物に関する著作者人格権を導入したが、その議論の際、追及権の導入の是非についても議題に上がり、賛否についての議論が巻き起こった。米国は、世界最大の美術品取引市場を保有することから、美術品取引業界からの反対も多く、また、追及権の導入によって市場が縮小して美術の著作者自身にも悪影響があるのではないかという懸念から、結局は、導入は見送られている。その際、1990年時点で書かれた米国著作権局のコメントとしては、「仮に欧州連合においても、追及権が導入されるような事態になった場合には、米国でも、同様の権利についての検討を行う準備がある」というものであった。

(3) 一方、我が国では、これまで追及権は存在しておらず、追及権制定の可能性を視野にいられた研究も、活発に行われてきてはいない。追及権は、戦前の著書である勝本正晃教授の

『日本著作権法』によって紹介され、勝本教授の『著作権法改正の諸問題』においては、ドイツ法を基にした「美術配当権」として追及権の概念が著作権法改正試案に含まれている。外国文献の翻訳としては、尾中普子・千野直邦量教授による「美術家の追及権」、論文としては、千野教授による「アメリカにおける追及権の一考察—MONROE E. PRICEの所論について—」、「追及権(Le Droit de Suite)の沿革」が挙げられる程度である。著作権全般に関する文献に於いても、追及権について言及される部分は極めて少なく、具体的な法制度や判例を分析したものは皆無といえる。

(4) 追及権については世界の動きと連動しているとは言えず、未だ追及権に対する研究や議論が充実しているとはいえない状況にある我が国で、追及権を制定するか否かの検討に入る以前の段階で、追及権そのものがどのように制定され、施行されてきているかについて、海外の導入事例を学ぶ必要がある。

これまでの研究過程においても、EUディレクティブ導入以前の段階での欧州訪問、カリフォルニア州法による追及権調査のためのカリフォルニア・アート・カウンシル訪問、追及権法案を策定中のニュージーランド文化省の訪問等を行い、各国の状況についてヒアリングを行うとともに質問や意見交換を行うことを目的とし、様々な情報を得て研究を続けてきている。

今回、EUディレクティブが導入されて4年たった欧州における追及権制度の影響ならびに、日本に導入する際にどのような形が望ましいかという点について研究したいと考えた。

2. 研究の目的

我が国では、これまで追及権についての研究が十分に行われていない状況であり、世界の動きから取り残されているという事が出来る。追及権を制定するか否かの検討に入る前段階において、この権利が各国でどのように制定され、施行されてきているかについて、海外の事例を学ぶ必要がある。

これまでの研究過程においても、EUディレクティブ導入以前の段階での欧州訪問、カリフォルニア州法による追及権調査のためのカリフォルニア・アート・カウンシル訪問、追及権法案を策定中のニュージーランド文化省の訪問等を行い、各国の状況についてヒアリングを行うとともに質問や意見交換を行うことを目的とし、様々な情報を得て研究を続けてきている。

今回EUディレクティブが導入されて4年たった(申請時)欧州における追及権制度の影響ならびに、日本に導入する際にどのよ

うな形が望ましいかという点について研究する。初年度には、現在欧州最大の美術品取引市場を持ち、かつ、2006年に追及権制度が作られた英国、世界で初めて追及権を創設し現在も欧州2位の市場を持つフランス、それに次ぐ市場規模のドイツを中心とした現地調査を行い、3カ国を比較検討することを目的としている。次年度からは、日本同様追及権制度のない米国と、英国のコモンウェルス諸国に調査対象を広げ、欧州の導入によって、いかなる影響がでているかを調査検討することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 2006年より欧州連合各国に追及権制度がつけられた。その後欧州連合加盟各国における、徴収状況、美術品市場規模の推移、保護対象となる美術作品等について、調査を行う。

(2) 具体的には、欧州、アメリカ、豪州等の追及権を何らかの形で導入している国の追及権徴収団体を訪問してヒアリングを行うと同時に、各国の追及権専門家との間で情報交換やディスカッションを行うというものである。

(3) 訪問先は、フランス、イギリス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドである。管理団体としては、フランス ADAGP、イギリス DACS があげられる。オーストラリアについては、美術家支援団体である Art Law Center との間で連絡を続けている。ニュージーランドについては、文化省との間でコンタクトがある。また、CISAC の会議のためにアメリカに赴くことで、多くの国の管理団体との間で意見交換を行うことが可能となった。また、専門家については、追及権発祥の地であるフランスについては、パリ第一大学（ソルボンヌ）のフレデリック・ポロー＝デュリアン教授を訪問すると同時に、2010年11月には早稲田大学においてシンポジウムを開催し、追及権に関する講演を行っていただいている。イギリスについては、追及権を主題とした書籍を出版しているサイモン・ストークス弁護士を訪問した。

4. 研究成果

世界の50か国以上で導入される追及権は、我が国には未だ導入されていない。EUでは、2006年1月に全加盟国に導入され、後発導入国については、2010年を期限として、完全な形での批准が求められていた。本研究は、将来の我が国での導入を視野にいれ、各国での施行状況の比較検討を行うことを目的としている。対象国は世界に広がっているため、平成22年度（2010年）から、欧州での調査研究を継続しており、平成23年度から平成24年度にかけ、米国や豪州を視野に入れなが

ら研究範囲を拡大していくことを予定していた。実際にはEUでの完全批准は2012年に延期されたため、現在も、EUについても動向を注視している状況である。2012年10月には、京都で行われたALAIに参加し、また12月にはフランスを訪問し、それぞれ追及権の専門家との間で議論や意見交換をする機会を得た。

現在、様々な動きが世界中で起きている。フランス法には、著作者の没後、追及権は遺族のみに継承されるという特徴があるが、遺族以外に遺贈できないことについて争われ、昨年憲法裁判所で合憲という判断が出された。アメリカでは、連邦法における追及権導入の法案が出される一方で、カリフォルニア州法で規定される追及権については、アメリカ合衆国憲法における連邦議会の持つ権利に抵触するか否かを争点とした裁判が起き、地裁では抵触するという判決が2011年に出され、現在控訴中である。

この事件については、「アメリカにおける追及権：カリフォルニア州法と連邦通商条項」を執筆し、また、文化審議会著作権分科会国際問題小委員会においては、「欧州における追及権」について報告を行った。美術の著作者保護の一つの方法として、より多くの人々にこの権利の存在を知り、また興味を持ってもらうことは非常に重要であり、このような活動は、一般への認知度向上のための一助となっていると考える。

尚、本研究は、2010年度より2012年度まで行われたが、継続研究としての、「我が国における導入に向けた追及権の有効性の検討—欧州追及権指令の影響と効果」が、科学研究費助成事業に採択されている（2013年度—2015年度）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

① 小川明子「アメリカにおける追及権—カリフォルニア州法と連邦通商条項」『コピーライト』2013年1月号 著作権情報センター 2013 32-36

② 小川明子 「美術の著作物等の「譲渡の申し出に伴う複製」—改正著作権法第37条の2の波紋」『知財年報2010』商事法務2010 207-217

〔学会発表〕（計11件）

① 小川明子「欧州における追及権」文化審議会著作権分科会国際小委員会（第二回）2012年9月7日 文化庁

- ② 小川明子「追及権を取り巻く環境と欧州の現状」文化庁第四回美術関連団体会合 2012年4月16日 文化庁
- ③ 小川明子「追及権とはどのような権利か」文化庁第三回美術関連団体会合 2012年1月13日 文化庁
- ④ 小川明子「日本人の知らない著作権」JASRAC 著作権特殊講義 2012年7月7日 早稲田大学
- ⑤ 小川明子「文化のための追及権—その後」アイピーシー著作権勉強会 2011年11月30日 千代田区
- ⑥ 小川明子「クリエイターの創造的オリジナリティと知的財産権」東京工芸大学メディアコンテンツ研究センターシンポジウム 2011年3月 東京工芸大学
- ⑦ 小川明子「追及権とはどのような権利か」NPO Arts & Law 第三回法律勉強会 2011年1月19日 山本現代(アートギャラリー)
- ⑧ 小川明子「我が国における現行著作権法と追及権の導入による美術の著作者保護の可能性」東京工芸大学メディアコンテンツ研究センターセミナー 2010年12月 東京工芸大学
- ⑨ 小川明子「Resale Royalty Right in Japan」CISAC International Council of Creators of Graphic, Plastic and Photographic Arts(世界著作権連合、CIAGP 分科会) 2010年11月3日 ニューヨーク
- ⑩ 小川明子「追及権をめぐる課題」早稲田大学国際知的財産シンポジウム 2010年11月 早稲田大学
- ⑪ 小川明子「追及権の課題と経済的影響」早稲田大学RCLIP知財セミナー 2010年5月 早稲田大学

〔図書〕(計 1件)

- ① 小川明子『文化のための追及権—日本人の知らない著作権』集英社新書 2011

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小川明子 (OGAWA AKIKO)

早稲田大学・法学学術院・助手

研究者番号：90530593